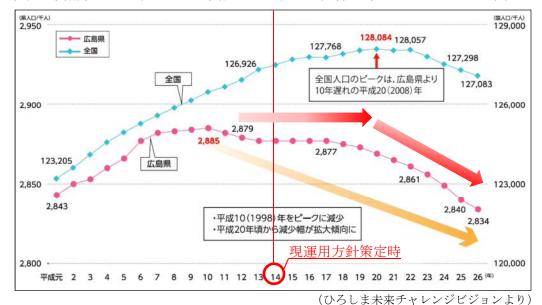
社会情勢の変化等について

運用方針の策定から約15年が経過し、情勢変化等に十分対応できない状況となっている。

(1) 人口減少、超高齢社会の進行によって開発圧力が低下し、都心部でのスポンジ化が顕在化



- ・現運用方針が策定された平成 14 年頃は、全国的には人口が増加しており、本県においては、人口がほぼ横ばいを推移している。
- ・全国人口がピークを迎える平成20年頃から、本県の人口減少は拡大傾向となった。
- ・近年,人口減少・超高齢社会の進行により,都市中心部においても低密度化が進み,空き家や未利 用地が顕在化しつつある。

【課題等】

- ・人口減少・高齢化が急激に進行する一方で、市街地の規模は変わらないため、都市中心部では未利用地が増加し、都市のスポンジ化(※)が顕在化しつつある。
- ・特に中山間地域の都市部において、日常生活サービスの低下やコミュニティ機能の低下、生活交通 機能の維持、インフラの非効率化等の課題が深刻化し、コンパクトなまちづくりを推進していくこ とが求められている。

※スポンジ化:都市の内部において,空き地,空き家等の低未利用の空間が,小さな敷地単位で,時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象

(2) 東日本大震災や本県の豪雨災害を契機とする. 安全な市街地に対する住民意識の高まり

▶ 平成 26 年 8 月 20 日に発生した広島豪雨による土砂災害(被害概要:死者 74 名,家屋全壊 133 戸など)



広島県砂防課「地域の砂防情報アーカイブ」より

資料 1

- ・斜面地に近接して家屋が立ち並んでいる地域では、土砂災害が発生した場合、大きな被害を受ける ことが考えられます。
- ・さらに,近年,雨の降り方が局地化・集中化・激甚化している傾向にあることから,土砂災害等の 発生の危険性も高まっている。
 - ▶ 時間雨量50mmを超える雨の発生回数が増加傾向

[アメダス]1時間降水量50mm以上の年間発生回数



【課題等】

- ・災害リスクの高い地域に市街地が存在している状況等が顕著になり、脆弱な都市構造が浮き彫りと なってきている。
- ・また、安全な市街地に対する住民意識の高まりとともに、災害リスクの高い地域における災害リスクを低下させ、被害を最小限に止めることが求められている。

(3) 良好な景観形成や地域の個性を生かしたまちづくりなど、都市へのニーズの多様化

【取組み例】①ファサードの整備,②無電柱化,③道路の美装化等





【整備後】

・竹原市や庄原市など景観形成の取組が進められているが、一部の地域での取り組みとなっている。

【課題等】

- ・未利用地の増加による景観悪化や氾濫する広告物等により、まちなみや景観を損ねている場合がある。
- ・地域の個性が活かしきれていないといった状況から、多くの人を引き付ける、地域の個性を活か した魅力溢れる都市づくりを進めることが求められている。

広島県都市計画制度運用方針の見直しについて

1 広島県都市計画制度運用方針の概要

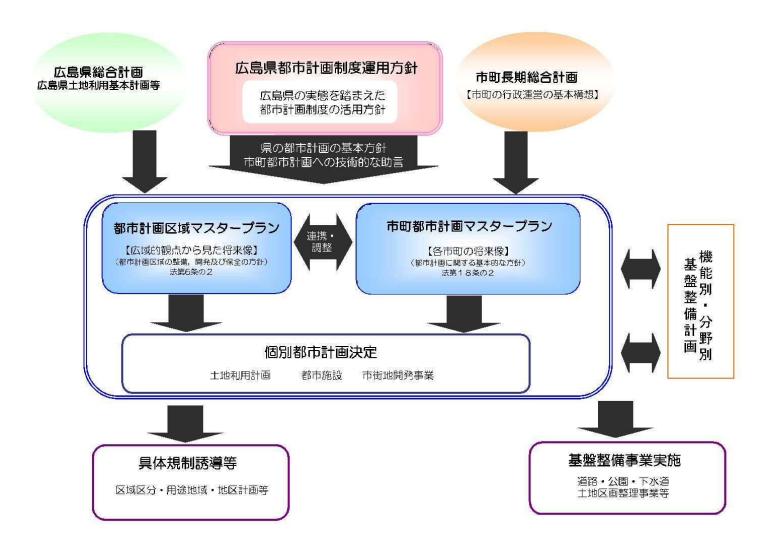
(1)目的

広島県都市計画制度運用方針(以下,「運用方針」という。)は、本県の都市づくりの透明化や都市計画制度の明確で積極的な活用、県と市町の都市計画における一層の連携と協働の実現に向け、県の都市計画の運用に活用させることを目的として策定したもの。

(2)位置付け

県が行っている都市計画の制度運用の仕組みや枠組み、考え方などの基本的な事項を定めており、県が決定することとなる、「広域的観点からみた将来像を示す都市計画区域マスタープラン」や「個別都市計画」等を、これに基づいて検討・策定することとしている。

また、都市づくりのパートナーである市町に対して、この方針は、都市計画に関して県が行う技術的助言の基本方針として、市町が決定することとなる、「各市町の将来像を示す市町都市計画マスタープラン」や「個別の都市計画」等における連携と協働を支えていくものとして位置付ける。



(3)現運用方針の基本的な考え方

「成熟社会に対応した分権・誘導型の計画的な広域都市づくり」の推進に向け、都市づくりの基本的な視点ごとに次の目標を掲げ、その実現に向けた都市計画制度の一貫した 運用を図る。

①都市の構造に関する目標~市街地の拡散を抑制した都市構造の構築

既存の市街地内を中心とした基盤施設の効率的な整備の推進、都市機能集積効果の維持・強化及び自然環境との調和や保全を図るため、市街地の拡散を抑制した都市構造を構築する。

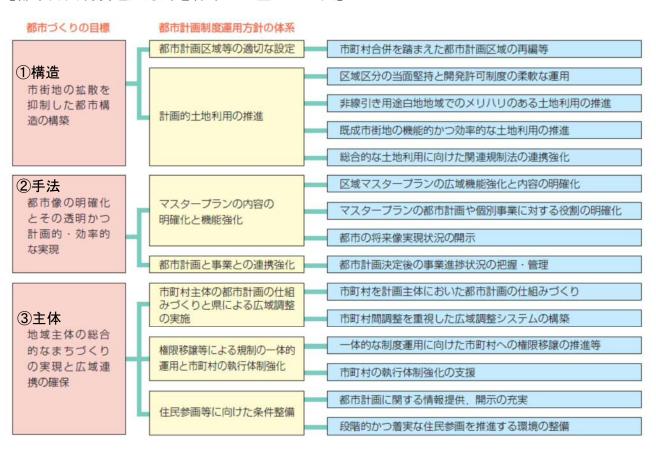
②都市づくりの手法に関する目標~都市像の明確化とその透明かつ計画的・効率的な実現 都市づくりの主体の多様化等に対応し、都市づくりの透明化・効率化を図るため、 目指す都市像を地域社会の合意として明確化するとともに、その都市像の具体化にお

いても、段階的な合意形成や計画の適時・適切な見直しなどにより円滑に実現する。

③都市づくりの主体に関する目標~地域主体の総合的なまちづくりの実現と広域連携の確保

地域の個性や文化の育成をはじめとする地域の実情への柔軟な配慮の要請等に対応し、住民を含む地域が主体になって総合的できめ細かなまちづくりを推進するため、 市町の主体性を強化・確立するとともに、その施策の広域的な連携と整合性を確保する。

【都市計画制度運用方針を体系的に整理した図】



2 現運用方針において、見直しが必要と考えられる事例について

(1) 現運用方針に記載はあるが、情勢変化に対応できていないと考えれる事例 (事例 1)

(広島県都市計画制度運用方針4頁 第3章1(1)抜粋)

○ 市町村合併を踏まえた都市計画区域の再編等

(ア) 市町村合併に伴う都市計画区域の再編

合併後の市町村を総合的に整備、開発及び保全すべき「一体の都市」としてとらえ、合併の進行にあわせて、市町村の意向を踏まえた都市計画区域の再編を、次の考え方で進める。

(一部省略)

(イ) 都市計画制度の適用区域の拡大

都市的土地利用や都市的整備に備える必要がある地域、居住環境の保全が必要な地域等に対し、次により、都市計画区域の拡大や新規指定、準都市計画区域の指定を進める。

- a 都市計画区域の拡大・新規指定
- ② 市町村合併等により、都市計画区域の外側で新たな開発動向が発生した地域や、新たに都市計画区域の指定要件を満たすこととなった地域に対して、市町村の意向に基づいて都市計画区域の拡大や新規指定を検討する。

(現運用方針策定当時の状況)

・現運用方針を策定した平成14年当時は、市町村合併に伴う都市計画区域の再編 や、人口増加等を踏まえた都市計画区域の拡大等について記述している。

(現在の状況)

①に対する情勢変化等

- ・現運用方針を策定した平成14年以降,市町村合併が進み,平成18年3月に神辺町が福山市へ編入されて以降は、市町村合併の動きはない。
- ・市町村合併に伴って、平成25年度までに都市計画区域の再編を行った。
- ・合併後10年以上経過し、合併直後と比較すると地域の情勢に変化が生じていると ころもあり、新たな都市計画区域の再編の考え方が整理されていない。

②に対する情勢変化等

・今後の急激な人口減少社会の到来に向けた都市づくりの方策となっておらず,都市 計画区域の縮小や廃止についての考え方が整理されていない。

【事務局の考え方】

市町村合併から10年以上経過し、人口減少社会に対応するため、都市計画区域の 設定(再編、縮小、廃止等)の考え方について検討する必要がある。

(事例2)

(広島県都市計画制度運用方針5頁 第3章1(2)抜粋)

(イ) 市街化調整区域における開発許可制度の柔軟な運用

区域区分が抱える課題の改善に向け、地域の実情に応じた市街化調整区域における開発許可制度の運用 を、次により進める。

a 市街化区域に隣近接する既存集落における開発許可の立地基準の緩和 都市計画法34条8号の3を活用し、市街化区域から一定距離内にある50戸以上の建築物が連たんした既存集落で、一定の基盤施設の充足がある地域に、区域を限定して立地基準を緩和する条例を制定する。

(一部省略)

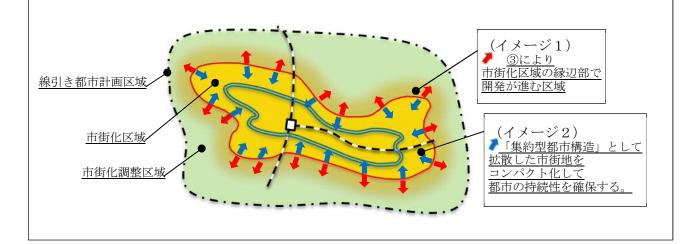
(現運用方針策定当時の状況)

・現運用方針を策定した平成14年当時は、区域区分線の内外で規制の変化がきわめて大きいこと等の課題改善に向けた対応として、市街化調整区域における一定の区域内で、開発を許容する制度について記述している。

(現在の状況)

③に対する情勢変化等

- ・人口減少社会に対応した,集約型都市構造に向けて,拡散した市街地をコンパクト 化して都市の持続性を確保する方向へ転換されてきている。
- ・市街化区域の縁辺部においては、依然、開発を許容する方針となっている。



【事務局の考え方】

人口減少社会に対応するため、市街化調整区域における開発許可制度の適切な運用について検討する必要がある。

(2) 現運用方針に記載がないことから、新たに追記する必要がある視点

○「都市の構造に関する目標」の事例

(事例3) 防災都市づくりの視点

(情勢変化等)

- ・災害リスクの高い地域に市街地が存在している状況等が顕著になり, 脆弱な都市構造が浮き彫りとなってきている。
- ・安全な市街地に対する住民意識の高まりとともに,災害リスクの高い地域 における災害リスクを低下させ,被害を最小限に止めることが求められて いる。

【事務局の考え方】

災害に強いまちづくりを実現するため、土地利用の規制・誘導、都市構造の改善、防災に関する普及啓発などを推進することが重要であり、都市計画制度を活用した方策を検討する必要がある。

(事例4)都市景観づくりの視点

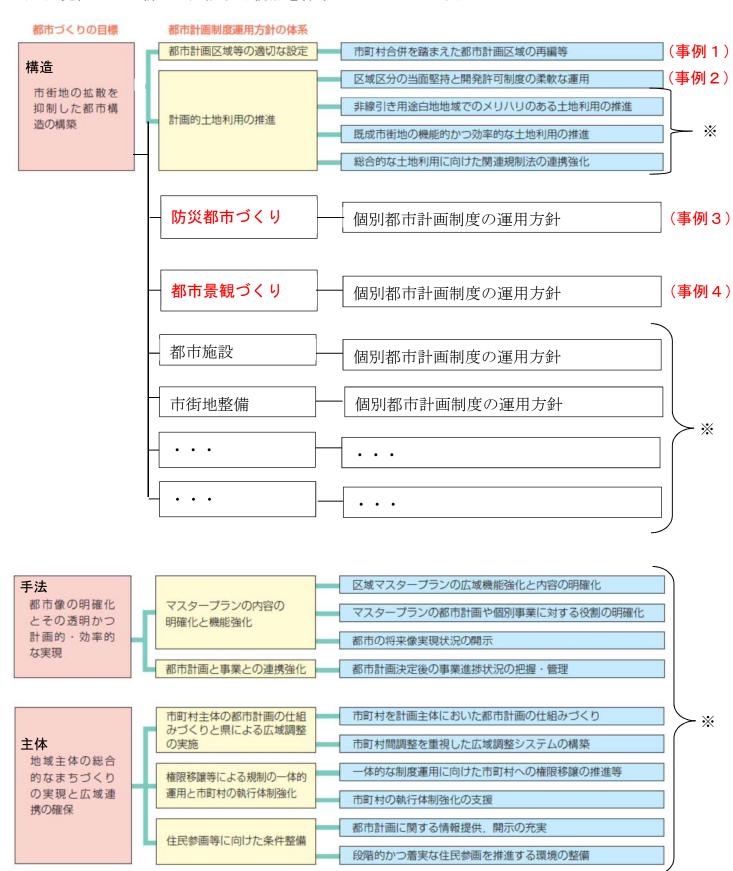
(情勢変化等)

- ・未利用地の増加による景観悪化や氾濫する広告物等により, まちなみや景 観を損ねている場合がある。
- ・地域の個性が活かしきれていないといった状況から、多くの人を引き付ける、地域の個性を活かした魅力溢れる都市づくりを進めることが求められている。

【事務局の考え方】

都市の魅力を高めて、快適に暮らせる都市づくりの実現に向け、都市景観形成の推進、地域の個性を活かした都市づくり、市街地内の自然・農地の保全等を推進することが重要であり、都市計画制度を活用した方策を検討する必要がある。

(3) 見直し又は新たに追記する視点を体系化したイメージ図



※:事例1から4以外にも、今後の見直し作業を進める中で詳細に検討を行う。

1 都市計画関連法の改正状況について

「現	運用方針」の策定(H14年)以後に改定,制定された都市計画に係る法制度等の概要は次のとおり。										
年月	都市計画関連法制の沿革										
H14	●都市再生特別措置法										
	(公布:平成14年4月5日 施行:平成14年6月1日)										
	●建築基準法等の一部を改正する法律										
	(公布:平成14年7月12日 施行:平成15年1月1日)										
	①都市計画の提案制度の創設及び地区計画制度の拡充										
	○土地所有者,まちづくりNPO等は,都道府県又は市町村に対し,一定規模(原則として0.5 h a)以上の一団の土地の区域について,土地所有者等の3分の2以上の同意を得ることにより,都市計画の決定又は変更を提案することができる。										
	○地区住民等が中心となりきめ細やかなまちづくりを進めるツールである地区計画制度についても整理・合理化が行われ、1つの地区計画で、地区の特性に応じて用途制限、容積率制限等を緩和・強化できる。										
	②容積率等の選択肢の拡充										
	○地域ごとのまちづくりの多様な課題に対応できるよう,容積率,建ペい率,斜線制限,敷地規模制限, 日影制限等の選択肢が拡充。										
H16											
	(公布:平成16年6月18日 施行:平成16年12月17日(景観地区に関する規定は平成17年4月1日))										
	○地域地区において,美観地区を廃止し,景観地区が追加。										
	○地区計画における地区整備計画に定める事項として、「建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限」										
	「建築物の緑化率の最低限度」に関する事項が追加。										
H18	●都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律										
	(公布:平成18年5月31日 施行:平成19年11月30日(全面施行))										
	①大規模集客施設の立地規制										
	○床面積の合計が一万平方メートルを超える劇場,店舗,飲食店等は,第二種住居地域,準住居地域,工業地域並びに非線引き都市計画区域及び準都市計画区域内の白地地域において,原則として建築してはならない。(建築基準法第48条):市街化区域の商業、近隣商業、準工業のみ立地可能										
	②準都市計画区域制度の拡充										
	○農地を含む土地利用の整序が必要な区域等に広く指定できるよう, 準都市計画区域の指定要件を緩和 ○指定権者を市町村から都道府県に変更										
	③開発整備促進区の創設 ○地区計画に開発整備促進区を定めることで、特定行政庁の認定により用途を緩和し、大規模集客施設 の立地を可能にした。										
	②型型を引用にした。 ④都市計画手続きの円滑化、広域調整手続きの充実										
	○一定の開発事業者が都市計画提案を行えるよう、都市計画提案者の範囲を拡大。(まちづくり団体を 追加)										
	○広域調整の強化のため、都道府県知事が市町村の都市計画決定に対する協議同意を行う際に、関係市 町から意見を聴取できる。										
	⑤開発許可制度の見直し										
	○市街化調整区域内の計画的大規模開発を許可できる基準を廃止										
	○病院,福祉施設,学校,庁舎等の公共公益施設を開発許可の対象に追加										

年月	都市計画関連法制の沿革
H20	 ●地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)による都市計画法の一部改正 (公布:平成20年5月23日 施行:平成20年11月4日) ○「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」に伴い、地区計画に歴史的風致維持向上地区計画が追加。
Н23	 ●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)による都市計画法の一部改正 (公布:平成23年5月2日 施行:平成23年8月2日) ○三大都市圏等大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域において,都道府県が都市計画を決定しようとする際の国土交通大臣の同意を要する協議が不要。 ○市が都市計画を決定しようとする際の都道府県との協議について,その同意を得ることが不要。 ●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第
	2次一括法)による都市計画法の一部改正(公布:平成23年8月30日 施行:平成24年4月1日)○地域地区や都市施設に係る都市計画決定が基礎自治体へ権限移譲された。
H24	●都市の低炭素化の促進に関する法律(略称:エコまち法) (公布:平成24年9月5日 施行:平成24年12月4日) ○住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組むことを目的として「都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)」が制定。
H26	●都市再生特別措置法の一部を改正する法律 (施行:平成26年8月1日) ①立地適正化計画制度の創設 ○都市機能誘導区域,居住誘導区域,(任意:住居調整地域、跡地等管理区域)を指定し,交付金,規制緩和策,税制措置等により,土地利用を誘導。 ○特例制度(提案制度,駐車場の特例,特定用途誘導地区) ●都市再生特別措置法の一部を改正する法律 第3条による都市計画法の改正 (公布:平成26年5月21日 施行:平成26年8月1日) ○地域地区に,住居調整地域及び特定用途誘導地区を追加 ○住居調整地域及び特定用途誘導地区を追加
H27	 ●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第45条)による都市計画法の一部改正 (公布:平成26年6月4日 施行:平成27年4月1日) ○都市計画区域マスタープランに関する都市計画の決定を都道府県知事から指定都市に権限の移譲 ●都市農業振興基本法、・ 都市農業振興基本計画 (基本法 公布・施行:平成27年4月22日) (基本計画 策定:平成28年4月) ○都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資する ○計画的に都市農地の保全を誘導。都市農地の保全,遊休化対策を図るための土地利用規制を導入。
H28	●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行 (公布:平成28年6月7日 施行:平成28年9月1日) ○特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加 ●都市計画法施行令の一部を改正する政令

○公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の規模の最低限度について、地方公共団体が条例

により現行の0.3haから1haを超えない範囲で緩和することが可能

(公布・施行:平成28年12月26日)

2 広島県都市計画制度運用方針の見直しに係る「都市計画関連法の改正状況の項目別の整理」

「現運用方針」の策定(H14年)以後に改定、制定された都市計画に係る法制度等の改正状況は次のとおり。

	平成14年度	~	平成16年度	~	平成18年度	~	平成20年度	~	平成23年度	~	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法制度の 改正等	都市再生特別措置法(H14.4.5 公布) 建築基準法の一部改正(H14.7.12 公布)		→ 景観法の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律 (H16.6.18 公布)		都市の秩序ある整備を図る ための都市計画法の一部を 改正する法律 (H18.5.31 公布)		地域における歴史的風致の 維持及び向上に関する法律 (H20.5.23 公布)	1.1	地域の自主性及び自立性を 高めるための改革の推進を 図るための関係法律の整備に 関する法律 (第1次一括法 H23.5.2 公布) (第2次一括法 H23.8.30 公布)	地膏図に	トラスタイプ (H26.5.21 公布) は (H26.5.21 公布) は (中26.5.21 公布)	都市農業振興基本法 (H27.4.22 公布)	都市再生特別措置法 の一部を改正する法律 (H28.6.7 公布)
都市計画の 決定権限の 移譲									○県から市町へ 用途地域等に係る都市計画決定の権限を,市へ移譲。 ○県から指定市(広島市)へ区域区分等に係る都市計画決定の権限を,指定市へ移譲。		○県から指定市へ (広域都市圏のため、 都市計画区域の整 全の方針の都市計画 指定市へ移譲。	整備, 開発及び保	
都市計画の 手続き	● ○都市計画提案制度の創設 土地所有者,まちづくり NPO 等が都市計画を提案できる制度 が創設される。				○都市計画提案制度の改正 都市計画の提案者に、まちづくり公益法人が追加される。 ○広域調整手続きの充実 県の広域調整機能の強化のため、県が市町の都市計画決定に対する協議同意を行う際に、関係市町から意見聴取することが可能となる。					◆ ○市の都市計画決定 議の廃止 市が都市計画を際,県の同意を要が,同意を要しない		央定しようとする る協議であった	
開発許可制度			● ○開発許可基準への 景観計画の追加 条例により, 開発 許可基準に景観計 画で定める基準を追 加することが可能。		可基準を廃止し, 郊夕 制限。それまで対象と	にお ・部に され	はる大規模開発の許 における大規模開発を なかった公共公益施 対象として郊外部への						
土地利用まちづくり	● ○地区計画制度の拡充 容積率の緩和を定めることが 可能となる。再開発促進区の指 定が可能となる。 ○用途地域の拡充 用途地域の容積率制限,建蔽 率制限,日影制限等の選択肢が 拡充。すべての用途地域におい て敷地面積の最低限度の設定が 可能。		▶ ○景観地区の創設 より積極的に良好 な景観の形成を図る 地区について,建築 物や工作物デザイン,高さ,敷地面積 等について総合的 な規制が可能となる 景観地区が創設される。		● ○大規模集客施設の 立地規制 床面積が一万平 方メートルを超える 店舗等が立地可能 な用途地域を 6用途→3用途に 制限,非線引き都 市計画区域の用途 白地地域への立地 も原則不可。		◆ ○地区計画制度の 拡充 歴史的風致の 維持・向上のため, 用途制限等の緩和 を認める新たな地区 計画制度を創設。				○立地適正化計画制度 立地適正化計画に 都市機能誘導区域等 金,規制緩和策等に 誘導する。	こ、居住誘導区域 等を指定し、交付 より、土地利用を 〇都市農業基本法 従来は宅地化す	ナベきとされていた こあるべきものへと転
再開発	● ○都市再生特別地区の創設 都市再生緊急整備地域内に おいて、より自由度の高い都市 計画(誘導すべき用途、容積率 の最高限度、建蔽率の最高限度 など)を定めることが可能となる。	>										施設, 商業施設等	設(医療施設,福祉)の整備促進を図る 導地区)で市街地再

上位・関連計画について

広島県都市計画制度運用方針の見直しに係る上位計画等の骨子・基本的な方向性について、国の上位関連計画等から、「全国的な社会情勢・課題」、「広島県の社会情勢・課題」、「広島県の特徴・資源・強み」、「求められる都市の姿(広島県)」、「求められる取り組みの方向(広島県)」について、各視点からキーワードを抽出した。

都市づくりに係わる上位計画等の骨子・基本的な方向性

■ 国の上位関連計画等の骨子・基本方針

|①『国土のグランドデザイン2050』: 人口減少社会、巨大災害等に対する危機意識を共有した国土づくりの理念・考え方【国土交通省】

○コンパクト+ネットワーク:質の高いサービスを効率的に提供、新たな価値の創造

- ○多様性と連携による国土・地域づくり:「多様性」の再構築、地域間の「連携」により、人・モノ・情報の交流を促進
- ○目指すべき国の姿: 実物空間と知識・情報空間が融合した「対流促進型国土」の形成

②『国土利用計画(第五次)』: 国土利用計画法に基づいた、総合的かつ計画的な国土の利用を図るための基本的な事項【国土交通省】

○都市的土地利用:都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能等の中心部や生活拠点等への誘導等

- ○自然環境の保全・再生・活用 ○地域の個性ある景観の保全・再生・創出 ○安全を優先的に考慮する国土利用 ○国土の安全の総合的な向上
- ③『国土形成計画(全国計画)』:人口減少社会、異次元の高齢化、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい状況変化を踏まえた国土づくりの方向性【国土交通省】
- ○国土づくりの目標:①安全で、豊かさを実感することのできる国 ②経済成長を続ける活力ある国 ③国際社会の中で存在感を発揮する国
- ○国土の基本構想:「対流促進型国土」 ○国土構造、地域構造:重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」
- ○施策:個性ある地方の創生、活力ある大都市圏の整備、グローバルな活躍の拡大、災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築

国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形、国土基盤の維持・整備・活用、地域を支える担い手の育成、共助社会づくり

- ④『中国圏広域地方計画』:新たな全国計画を踏まえた、概ね10年間の中国圏の国土づくりの戦略【国土交通省】
- ○重層的なネットワーク形成と拠点都市の整備による対流促進型圏域づくり ○ものづくり産業の競争力強化、観光振興等経済の活性化 ○強靱な圏域整備と安全・安心の推進
- ○中山間地域・島しょ部における地域振興の推進 ○環境と産業・生活が調和した地域づくり
- ⑤『国土強靱化基本計画』: 国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針【国土交通省】
- ○人命の保護が最大限図られること ○国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ○国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ○迅速な復旧復興
- ⑥まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016 改訂版):人口減少の克服と地方創生による、活力ある日本社会の維持のための基本的方向、具体的な施策【内閣官房】
- ○地方における安定した雇用を創出する ○地方への新しいひとの流れをつくる ○若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ○時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する
- ②都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画:都市農業の安定と多面的な機能の発揮により、良好な都市環境を形成するための基本法・基本的な計画【国土交通省・農林水産省】
- ○目的・方向: 都市農業の安定的な継続、都市農業の多様な機能の発揮、農地の有効活用・適正保全、農地と宅地等が共存する良好な市街地形成
- ○施策:景観法・都市緑地法に則した保全、市街化区域内農地の逆線引きの促進、都市マスへ都市農地保全を位置づけ、生産緑地制度の活用、確実な保全を図る都市計画制度の充実

■ 国の都市計画施策等の方針

- ⑧都市計画に関する諸制度の今後の展開について:社会資本整備審議会 都市計画制度小委員会 中間とりまとめ【国土交通省】
- ○求められる都市機能・構造 : 女性・高齢者の社会参画、<mark>歩いて暮らせるまち、</mark>公共投資や行政サービスの効率化、自然・風土・歴史・文化の継承、健康で文化的な生活を送れる都市 環境、都市の自立的な発展・成熟、地域力を高めた地域の核としての発展、グローバルな戦略的都市
- ○持続的価値を有する都市 ○「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」の双方の実現 ○都市計画の前提となる民間活動の重視
- ⑨都市再構築戦略検討委員会 中間とりまとめ【国土交通省】
- ○地方都市:【目標】健康・快適なライフスタイル、人口減少に対応した経済活動、持続可能な都市経営
 - 【都市構造】市街地を中心とした一定エリアへの集約型居住への転換、必要な都市機能を集約立地
- ○大都市: 【目標】国際競争力の向上、郊外部等における高齢者の増加への対応
 - 【都市構造】高度外国人材が安心で快適な環境を備えた都市、高齢者等の社会参加のための場、効率的な医療福祉サービスの提供

■ 広島県の上位関連計画等の骨子・基本方針

- ⑩ひろしま未来チャレンジビジョン(改定版):社会経済情勢の変化を踏まえ、将来像の実現に向けて「一歩先へ」踏み出すための計画
- 【目指す姿】仕事でチャレンジ!暮らしをエンジョイ!活気あふれる広島県 【主要施策】「イノベーション」、「ファミリー・フレンドリー」、「都市と自然の近接ライフ」
- ○新たな経済成長:「イノベーション立県」、多彩な人材の育成・集積、農林水産業が自立・核産業化、「ひろしまブランド」・「瀬戸内ブランド」の確立
- ○安心な暮らしづくり: 県内のどこでも安心できる医療・介護サービス、環境負荷が少ない持続可能な社会の構築、社会インフラの適切な維持管理
- ○豊かな地域づくり: 誇りと愛着を持てる魅力ある地域、魅力的な都市的機能、美しく恵み豊かな瀬戸内海、人と自然が創りだす中山間地域の環境
- ⑪広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略:「チャレンジピジョン」で掲げる取組の方向のうち、まち・ひと・しごと創生に係る施策の目標と方向
- ○広島への新しいひとの流れをつくる ○若い世代の結婚や子育ての希望をかなえる ○魅力があり、誰もが安心して暮らすことができる地域を創出する
- ○しごとの創生:イノベーション力の徹底強化、「ひろしまブランド」の確立、国際観光の推進、グローバルケートウェイ機能の強化、広域道路ネットワークの構築
- ○まちの創生:ひろしまプランドの価値向上、魅力的な環境の整備・創出、瀬戸内の魅力を体感する環境整備、安心を支える中山間地域の生活環境づくり

|⑫社会資本未来プラン:「チャレンジビジョン」が目指す県土の将来像を実現するための社会資本マネジメントの基本方針

- ○社会資本整備の重点化:広域的な交流・連携基盤の強化、集客・交流機能の強化とプランド力向上、防災・減炎対策の充実・強化、持続可能なまちづくり
- ○社会資本ストックの有効活用:機能・運用改善、多目的利用、ハートと一体となったソフト対策、コンパクトで利便性の高いまちづくりの推進
- ○社会資本の適正な維持管理:次世代の財政負担を軽減するインフラ老朽化対策、道路や河川等の計画的な管理、「アダプト活動」等の促進
- ⑬広島県強靱化地域計画:「国土強靱化基本法」に基づく、各分野における防災・減炎に関する施策の充実・強化及び重点化を図るための指針
- 【主要施策】住宅・建築物等の耐震化、災害に強い道路ネットワークの構築、市街地での防災機能の確保等、既存建築物等の総合的な安全対策、災害に強い都市構造の形成、洪水、高潮対策施設の整備、土砂災害や山地災害の対策施設の整備、土砂災害警戒区域等の指定、孤立防止のためのインフラ整備

⑭広島県土地利用計画:適正かつ合理的な土地利用を図るための基本。都市計画法等に基づく諸計画の上位計画

- ○基本理念:公共の福祉を優先し、自然環境を保全しつつ、安全・快適な環境の中で健康で文化的な生活ができる環境を確保し、県土の均衡ある発展を図る。
- ○「安全で安心できる県土利用」「循環と共生を重視した県土利用」「美しくゆとりある県土利用」 ○県土利用の総合マネジメント:地域社会での合意形成
- ○都市の県土利用: 低炭素型·集約型都市構造、中心市街地への都市機能集積、既成市街地の高度利用、都市間交通体系整備、災害に強い都市構造
- ○都市地域の土地利用:市街化区域の計画的な整備と自然環境の保護・育成。調整区域は都市的土地利用を避け緑地等を保全。

■全国的な社会情勢・課題

- ○急激な人口減少、高齢化の進展(①②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑭)
- ○人口減少による国土管理水準等の低下(②)
- ○地方公共団体の行政サービスが維持困難(①⑧)
- ○東京一極集中の加速・地域間格差拡大(④⑤⑥⑩⑪)
- ○財政の逼迫・経済の低迷(⑧)
- ○巨大災害の切迫、インフラの老朽化(①③④⑤⑫)
- ○災害に対して脆弱な国土(②③⑤)
- ○安全・安心に対する国民意識の高まり(③⑩)
- ○食料・水・エネルキーの制約、地球環境問題(①③⑧⑫)
- ○自然環境と美しい景観等の悪化(②)
- ○都市農地の多様な機能の評価と位置付けの転換(⑦)
- ○ライフスタイルの多様化(経済・生活志向)(③)
- ○グローパリゼー-ションの進展(①③⑩⑪⑫)
- ○多様な主体の役割の拡大・多様化(③④)

■広島県の社会情勢・課題

- ○人口の「自然減」「社会減」の状況(⑩)
- ○著しい人口減少と高齢化の進展(④⑫⑭)
- ○多数の小規模集落と過疎関係市町村(④)
- ○県土の3/4を占める中山間地域(⑫)
- ○圏域内の利便格差(④)
- ○顕在化するインフラの老朽化(④)
- ○土砂災害・水害の発生リスクの増大(③④)
- ○全国最多の土砂災害危険箇所数(⑫)
- ○土砂災害・水害等、多発する大災害(④⑤④)
- ○低密度市街地の拡大や都市機能の拡散(44)

■広島県の特徴・資源・強み

- ○中四国地域の中心に位置(⑫)
- ○中四国地方最大の人口、産業、都市機能の集積(位)
- ○世界トップレベルのものづくり技術が集積(④⑫)
- ○製造品出荷額が中四国九州地方で1位(⑫)
- ○東アジアに近い地理的優位性(⑫)
- ○東アジア地域からの観光客の増加(⑩)
- ○瀬戸内海の歴史・文化・景観が調和した観光資源が豊富(④②)
- ○2つの世界遺産(嚴島神社、原爆ドーム)(⑫)
- ○四季を通じてレジャーを楽しめる気候(⑫)

■求められる都市の姿(広島県)

- ○コンパケで利便な歩いて暮らせるまち(①②③⑧⑨⑩⑫⑭)
- ○安全・安心・魅力的なまち、強靭なまち(③⑨⑩⑪⑭)
- ○都市と自然の近接ライフ(⑩)
- ○都市と緑・農の共生、都市農地と宅地の共存(⑦⑧)
- ○環境負荷が少ない持続可能な社会、低炭素社会(⑩⑫⑭)
- ○活力と個性あふれる・持続可能なまち(⑩⑫)
- ○誇りと愛着を持てる魅力ある美しいまち(⑩⑭)
- ○魅力的な都市的機能(⑩)

■求められる取り組みの方向(広島県)

- ○都市機能の集約化・公共交通ネットワーク(⑪⑬⑭)
- ○広域道路ネットワークの構築(⑪⑫⑬⑭)
- ○防災・減災対策(耐震化・道路ネットワーク・都市構造・防災施設・区域 指定・インフラ整備)(②③④)
- ○迅速な復旧・復興(⑤③)
- ○広島への新しいひとの流れをつくる(⑩)
- ○国際化(国際観光、ゲローハ・ルケートウェイ機能)(⑪)
- ○「ひろしまフ′ラント′」・「瀬戸内フ′ラント′」の確立(⑩⑪)
- ○中山間地域・島しょ部における地域振興(④⑩) ○魅力的な環境の保全・整備・創出・形成(⑪⑭)
- ○都市農地の保全と多面的な機能の発揮(⑦⑧)
- ○官民協働·広域連携·交流促進(Q)

見直しの進め方

(1) 進め方

① 運用方針の見直しは、現運用方針の策定時と同様に、広島県都市計画審議会へ諮問(※1)し、答申を踏まえるものとする。

※1) 広島県都市計画制度運用方針 抜粋

IV 施行等

2 今後の充実と見直し

今後,この方針に基づいて具体的な都市計画の検討を進めていく中で,新たな課題への対応や,方針内容の充実等が必要になった場合は,随時,この方針に加え,その充実と機能強化を図る。

また、都市計画法の抜本的な改正などの、この方針の前提となる条件について大きな変化が生じた場合にも必要に応じて方針内容の見直しを行う。

なお,この方針を変更する場合には,変更事項について,あらかじめ,市町村等 の意見を聴いたうえで行うものとする。

さらに、<u>方針内容について全面的な見直しが必要になった場合には、その見直し</u> の方向について、広島県都市計画審議会の意見を聴いて行うこととする。

② この答申の取りまとめにあたっては、種々の分野にまたがる専門的な検討及び議論が必要になることから部会を設置(※2)し、調査を進める。

※2) 部会の設置根拠について

広島県都市計画審議会条例

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会にはかって定める。

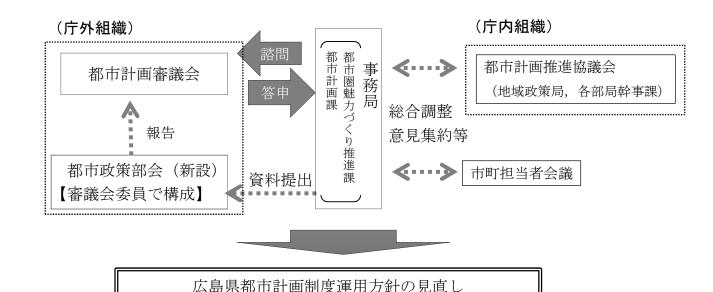
広島県都市計画審議会運営規程

第 15 条 特別の事項及び専門の事項を調査するため、審議会の議決により、 部会を置く。

(2) 検討組織(案)

① 検討組織の体制

現運用方針策定時の組織を参考とした事務局案は次のとおり。



② 都市政策部会の委員構成

現行の運用方針策定時の部会構成員を参考とした事務局案は次のとおり。

策定時の構成員

【都市計画審議会委員からの部会委員】

- ○学識経験者(1号委員)5名,
- ○国の行政機関(2号委員)3名,
- ○市町の長(3号委員)2名

【外部からの専門委員】

○まちづくり関係の専門委員2名

見直しに係る構成員(事務局案)

【都市計画審議会委員からの部会委員】

- ○学識経験者(1号委員)8名,
- ○国の行政機関(2号委員)3名,
- ○市町の長(3号委員)2名

(3) 今後の予定

平成30年2月 審議会への諮問,部会設置 平成31年7月 審議会からの答申,運用方針の改定